

神戸市プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率及び地方消費税率の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として市が発行し、及び販売する神戸市プレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 物品の購入若しくは借受け又は役務の提供（次に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を除く。）であつて、プレミアム付商品券が対価の支払の手段として使用されるものをいう。
 - ア 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
 - イ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ウ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - エ 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
 - オ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - カ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
 - キ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年3月31日を超えるもの
 - ク 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ケ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
 - コ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

- (2) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として市長の登録を受けた者をいう。

(購入対象者)

第3条 プレミアム付商品券を購入することができる者（以下「購入対象者」という。）は、扶養外住民税非課税者及び三歳未満児子育て世帯主とする。

2 前項に規定する扶養外住民税非課税者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成31年1月1日の時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されていた者（平成31年1月1日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、平成31年1月1日の時点において日本国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、平成31年1月2日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和元年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定により課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者。ただし、当該市町村民税が課されていない者又は市町村民税を免除された者の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）に市町村民税が課されている場合は除く。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなないものとする。

(1) 平成31年1月1日の時点において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であった者（平成31年1月1日の時点において保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 平成31年1月1日の時点において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者であった者（平成31年1月1日の時点において支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) 平成31年1月1日の時点において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者であった者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則

(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。)の受給者であって、平成31年1月1日の時点において援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

(4) 平成31年1月1日の時点において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この号において「援護」という。)を受けていた者(平成31年1月1日の時点において援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(5) 平成31年1月1日から購入引換券の交付の決定を受ける日(以下「交付決定日」という。)までの間に死亡した者

(6) 日本の国籍を有しない者のうち、交付決定日において、住民基本台帳法第30条の45の表上欄に該当しない者

4 平成31年1月1日の時点において、次の各号のいずれかに該当する児童等(平成31年1月1日の時点において満18歳未満の者(以下「児童」という。)及び平成31年1月1日の時点において満18歳以上満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(疾病その他のやむを得ない事情による休学により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。以下「児童以外の者」という。))をいう。以下同じ。))は、当該児童等に対し次の各号に規定する措置等を実施する施設等が所在する市町村の住民とみなし、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該児童等は、当該児童等の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保護者をいう。以下同じ。))の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、平成31年1月1日の時点において、第3号、第4号又は第6号に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この項において「児童等である父又は母」という。))がその子である児童(以下この項において「子である児童」という。))と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童は児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(1) 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(児童以外の者にあつては、保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて委託されている者を除き、児童福祉法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定により委託されている者に限る。))

(2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。))

に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（児童以外の者にあつては、当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」の規定により入所又は入院している者に限る。）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により、同法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて入所している者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法の規定により、同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（児童以外の者にあつては、2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」の規定により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法の規定により、同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

5 平成31年1月1日の時点において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であつて、平成31年1月1日の時点において居住している市町村（以下「居住市町村」という。）に住民票を移していない者については、次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、第2項第1号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を居住市町村の住民とみなし、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者はその配偶者の扶養親族等に

は該当しないものとみなす。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。
 - (2) 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令を含む。）が出されていること。
 - (3) 婦人相談所（売春防止法第34条第1項の規定による婦人相談所をいう。以下同じ。）が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
 - (4) 平成31年1月2日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。
- 6 平成31年1月1日の時点において、次の各号のいずれかに該当する者については、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該者はその養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
 - (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- 7 第1項に規定する子育て世帯主は、次の各号に掲げる基準日に応じて、当該各号に定める期間に出生した者（以下「対象児童」という。）の属する世帯の世帯主であって、当該基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）をいう。
- (1) 令和元年6月1日 平成28年4月2日から令和元年6月1日まで

- (2) 令和元年7月31日 令和元年6月2日から同年7月31日まで
 - (3) 令和元年9月30日 令和元年8月1日から同年9月30日まで
- 8 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象児童としない。
- (1) 基準日から交付決定日までの間に死亡した者
 - (2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 9 第7項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなす。
- (1) 基準日から交付決定日までの間に死亡した者
 - (2) 交付決定日において、国外に転出している者
 - (3) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 10 前3項の規定にかかわらず、対象児童が基準日又は交付決定日の時点において、第4項各号のいずれかに該当する場合は、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日において、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る3歳未満子育て世帯主としないこと。
- 11 第7項から第9項までの規定にかかわらず、対象児童が第5項に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日において居住市町村にその住民票を移しておらず、第5項第1号の要件を満たし、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である3歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。

(プレミアム付商品券の販売等)

第4条 市長は、5千円分のプレミアム付商品券を4千円で販売するものとする。

- 2 プレミアム付商品券の1枚あたりの額面は500円とし、10枚を1単位として販売するものとする。
- 3 プレミアム付商品券の販売限度額は、次の各号に掲げる購入対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 扶養外住民税非課税者 1人につき2万5千円分
 - (2) 三歳未満子育て世帯主1人につき2万5千円に当該子育て世帯主の世帯に属す

る対象児童の数を乗じた金額分

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

- 第5条 プレミアム付商品券を購入した者(以下「購入者」という。)は、プレミアム付商品券を特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。
- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間とする。
 - 3 特定事業者は、特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払を行わないものとする。
 - 4 購入者は、プレミアム付商品券を第三者に交換し、売買し、又は引き換えしてはならない。
 - 5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

(購入引換券の交付申請)

- 第6条 プレミアム付商品券を購入しようとする扶養外住民税非課税者(以下「購入希望者」という。)は、神戸市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を市長に提出するものとする。
- 2 第3条第5項に該当する購入対象者は、あらかじめ、プレミアム付商品券等受領に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書を市長に提出するものとする。
 - 3 第1項の申請をすることができる期間は、令和元年7月29日から令和2年1月31日までの間とする。

(代理人による購入引換券の交付申請)

- 第7条 次に掲げる者は、購入希望者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる。
- (1) 平成31年1月1日の時点において、購入希望者の属する世帯の世帯員であった者
 - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた輔助人をいう。)
 - (3) その他市長が特に認める者

(購入引換券の交付の決定)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、購入引換券の交付又は不交付を決定し、交付を決定した者に対して神戸市プレミアム付商品券購入引換券を交付するものとする。
- 2 第3条第4項に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同項に規

定する保護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

- 3 第3条第5項に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
- 4 第3条第6項に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同項に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
- 5 市長は、第6条の規定にかかわらず、第3条第7項の対象世帯主、同条第10項の規定により購入対象者となる対象児童及び同条第11項の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、購入引換券を交付する。

（転入者による購入引換券の引換申請）

第9条 市に転入した購入対象者が市にプレミアム付商品券の引換の申請をするときは、他の市町村により交付された購入引換券を市長に提出するものとする。

（プレミアム付商品券の販売）

第10条 購入引換券の交付を受けた購入対象者又は代理人は、交付された購入引換券を市が別に指定した場所において提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。

- 2 市は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第4条第2項の販売単位1単位当たり1回、市が別に定める確認印を押印する。
- 3 購入引換券に誤って確認印を押印した場合には、確認印の印影に訂正を講じ、確認印が無効であることを表示する。
- 4 前項の確認印を5回押印することをもって購入引換券を失効させる。
- 5 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とする。

（特定事業者の登録等）

第11条 市長は、別に定める募集要項により特定事業者を募集するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により応募した事業者を特定事業者として登録する。

(特定事業者の責務)

第12条 特定事業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受取を拒んではないこと。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡又は売買を行ってはならないこと。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならないこと。

2 市長は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(特定事業者への支払)

第13条 市長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用されたときは、当該特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市長に対し特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額の支払を求めるものとする。

3 第1項の規定による支払は、特定事業者の預金口座への振替の方法により行うものとする。

4 特定事業者は、市長に対し、令和2年4月9日までに支払を求めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 購入対象者から第6条第3項の申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 購入引換券の交付を受けた者は、当該交付を受けてから令和2年3月31日までの間に購入対象者の要件に該当しなくなったときは、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券の額のうち国の補助対象に相当する金額を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、プレミアム付商品券事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 20 日から施行する。